

さいたま市美しいまちづくり景観条例施行規則（平成13年さいたま市規則第196号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及びさいたま市景観条例（平成22年さいたま市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第3号の建築物以外の物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
- (2) 擁壁
- (3) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (4) 煙突、排気塔、換気施設その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類するもの
- (7) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (8) 製造施設、貯蔵施設、粉碎施設、処理施設その他これらに類するもの
- (9) 遊戯施設その他これに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

（景観計画の提案等）

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号

) に、市長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画の提案についての結果通知書(様式第2号)により行うものとする。

(事前協議)

第4条 条例第13条第1項の規定による事前協議は、事前協議の申出書(様式第3号)に次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1) 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第1号に掲げる図書及び第8条第1項各号に掲げる図書

(2) 条例第15条第1項に規定する行為 第8条第2項各号に掲げる図書

(事前協議終了の申出)

第5条 条例第13条第2項第2号の規定による申出書は、事前協議終了申出書(様式第4号)により行うものとする。

(事前協議結果の通知)

第6条 条例第13条第3項の規定による通知は、事前協議結果通知書(様式第5号)により行うものとする。

(景観計画の届出等)

第7条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第6号)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第7号)により行うものとする。

3 法第16条第5項後段の規定による行為の通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第8号)により行うものとする。

(届出に添付する図書)

第8条 条例第14条の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 平面図

(2) 各面の立面図(彩色を施したもの)

(3) 断面図

(4) 外構図

(5) 景観計画適合確認書（様式第9号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第15条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、市長が添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができる。

(1) 条例第15条第1項に規定する行為（以下「物件の堆積」という。）を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面

(2) 当該土地及び当該土地の周辺の状況を示すカラー写真

(3) 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面

(4) 堆積する物件の周囲に設置する擁壁等の状況を表示する図面

(5) 景観計画適合確認書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（届出を要しない行為）

第9条 条例第16条第1号の規則で定める規模は、別表第1の左欄に掲げる区域又は地区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模とする。

2 条例第16条第3号の規則で定める規模は、別表第2の左欄に掲げる区域又は地区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模とする。

3 条例第16条第5号の規則で定める規模は、別表第3の左欄に掲げる区域又は地区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模とする。

（審査結果の通知）

第10条 条例第18条第1項の規定による通知は、審査結果通知書（様式第10号）により行うものとする。

（行為の完了等の届出等）

第11条 条例第19条第1項の規定による完了又は中止の届出は、完了（中止）届出書（様式第11号）に市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による完了検査の結果通知は、完了検査結果通知書（様式第12号）により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項及び条例第20条第2項の身分を示す証明書は、様式第13号とする。

(公表)

第13条 条例第23条第1項に規定する公表は、勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに公表の理由その他市長が必要と認める事項について、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）に規定する掲示場への掲示その他の方法により行う。

(景観重要建造物の指定の提案等)

第14条 法第20条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物指定提案結果通知書（様式第15号）により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第15条 法第21条第1項（法第27条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、景観重要建造物指定（指定解除）通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 法第21条第2項の標識は、様式第17号とする。

3 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の指定の提案等)

第16条 法第29条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第18号）により行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木指定提案結果通知書（様式第19号）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知等)

第17条 法第30条第1項（法第35条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、景観重要樹木指定（指定解除）通知書（様式第20号）により行うものとする。

2 法第30条第2項の標識は、様式第21号とする。

3 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更)

第18条 法第22条第1項本文又は法第31条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第22号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請行為に係る許可をしたときは景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書（様式第23号）により、許可をしないときは景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書（様式第24号）により、申請者に通知するものとする。

3 法第22条第4項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による協議は、景観重要建造物（樹木）現状変更協議書（様式第25号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の原状回復命令等)

第19条 法第23条第1項（法第32条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書（様式第26号）により行うものとする。

2 法第26条又は法第34条の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）の管理に関する命令書（様式第27号）により行うものとする。

3 法第26条又は法第34条の規定による勧告は、景観重要建造物（樹木）の管理に関する勧告書（様式第28号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第20条 法第43条に規定する届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第29号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の台帳)

第21条 法第44条第1項の台帳は、景観重要建造物（樹木）台帳（様式第30号）とする。

(活動地区の規模)

第22条 条例第28条第1項に規定する優れた都市景観の形成を推進する一定の地区（以下「活動地区」という。）の規模は、0.3ヘクタール以上とする。

（推進団体の認定の申請等）

第23条 条例第28条第1項に規定する自主的景観形成推進団体（以下「推進団体」という。）の認定の申請は、自主的景観形成推進団体認定申請書（様式第31号）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動地区を示した図面
- (3) 団体に参加している者を記載した名簿

2 市長は、条例第28条第2項の規定により推進団体として認定したときは、当該推進団体に対し、自主的景観形成推進団体認定通知書（様式第32号）により通知するものとする。

（推進団体の変更及び解散の届出）

第24条 推進団体は、前条第1項の申請の内容を変更したとき又は解散したときは、自主的景観形成推進団体変更（解散）届出書（様式第33号）に必要な図書を添えて、市長に届け出るものとする。

（推進団体の規約の規定事項）

第25条 条例第28条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 活動の内容
- (5) 活動地区
- (6) 団体の構成員に関する事項
- (7) 役員の数、任期及び職務の分担並びに選任の方法に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会計及び監査に関する事項

（推進団体の活動報告）

第26条 条例第28条第3項の規定による報告は、毎年度の活動状況を翌年度の4月末日までに（推進団体の活動を終了したとき又は推進団体が解散したときは、活動終了又は解散後速やかに）、自主的景観形成推進団体活動状況報告書（様式第34号）に必要な図書を添えて、市長に報告するものとする。

（推進団体の認定の取消し）

第27条 市長は、条例第28条第4項の規定による認定の取消しをしたときは、自主的景観形成推進団体認定取消通知書（様式第35号）により通知するものとする。

（推進地区の指定等）

第28条 条例第29条第1項の申請は、自主的景観形成推進地区指定申請書（様式第36号）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 自主的景観形成推進地区（以下「推進地区」という。）の指定を受けようとする地区の範囲を表示した図面
- (2) 当該地区内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）の全員を記載した名簿
- (3) 当該地区内の所有者等の3分の2以上の同意を得たことを証する書類
- (4) 当該地区における都市景観の整備の基準等を定めた計画（以下「景観整備計画」という。）

2 景観整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観整備計画の対象となる土地の区域
- (2) 良好な景観形成のための基準

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、推進地区の指定をしたときは自主的景観形成推進地区指定通知書（様式第37号）により、指定しないときは自主的景観形成推進地区不指定通知書（様式第38号）により、当該推進団体あてに通知するものとする。

4 条例第29条第5項の届出は、自主的景観形成推進地区変更承認届出書（様式第39号）に市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

5 市長は、推進地区の変更を承認したときは、自主的景観形成推進地区変更承認通知書

(様式第40号)により、当該推進団体あてに通知するものとする。

(推進地区の指定の解除)

第29条 推進団体は、推進地区の指定の解除をしようとするときは、自主的景観形成推進地区指定解除届出書(様式第41号)に理由書等を添えて行うものとする。

2 市長は、条例第29条第6項の規定による推進地区の指定の解除したとき(前項の規定により推進地区の指定の解除の届出があったとき又は当該推進団体が解散等しているときを除く。)は、自主的景観形成推進地区指定解除通知書(様式第42号)により、当該推進団体あてに通知するものとする。

(推進団体等助成金)

第30条 条例第32条第1項の規定による助成は、別表第4に定める助成金を交付するものとする。

2 条例第32条第2項又は第3項の規定による助成は、当該整備又は保存等の内容に応じ、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

3 第1項の助成金の交付を受けようとする者は、自主的景観形成推進団体等助成金交付申請書(様式第43号)に必要な図書を添えて、市長に申請するものとする。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、自主的景観形成推進団体等助成金交付(不交付)決定通知書(様式第44号)により当該申請をした者に通知するものとする。

5 第2項に規定する条例第32条第2項の助成金の交付を受けようとする者は、景観形成特定地区内整備助成金交付申請書(様式第45号)に必要な図書を添えて、市長に申請するものとする。

6 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、景観形成特定地区整備助成金交付(不交付)決定通知書(様式第46号)により当該申請をした者に通知するものとする。

7 第2項に規定する条例第32条第3項の助成金の交付を受けようとする者は、景観重要建造物(樹木)の保存等の助成金申請書(様式第47号)に必要な図書を添えて、市長に申請するものとする。

8 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決

定し、景観重要建造物（樹木）の保存等の助成金交付（不交付）決定通知書（様式第48号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金実績報告）

第31条 条例第32条第4項の規定による実績報告は、助成を受けた年度の翌年度の4月末日までに（当該助成に係る活動等が終了した場合は、終了後速やかに）、助成を受けた活動等の実績報告書（様式第49号）に必要な図書を添えて、市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、当該助成を受けたものが推進団体である場合は、条例第28条第3項の規定による活動報告とあわせて行うものとする。

（助成金の返還）

第32条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年4月14日規則第75号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第106号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区域又は地区	規 模
<p>景観誘導区域 （条例第12条第1項第1号に掲げる景観誘導区域をいう。以下同じ。）</p>	<p>次のいずれにも該当しないもの。ただし、第1号又は第2号に該当するものの増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）により、増加する床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p> <p>(1) 新築、増築、改築又は移転（以下「新築等」という。）で、高さ（増築にあっては、増築後の高さ。以下この表において同じ。）12メートルを超えるもの</p> <p>(2) 新築等で、建築面積（増築にあっては、増築後の建築面積。以下の表において同じ。）が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 前2号のいずれかに該当するものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）で、修繕等に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもの</p>
<p>景観保全区域 （条例第12条第1項第2号に掲げる景観保全区域をいう。以下同じ。）</p>	<p>次のいずれにも該当しないもの。ただし、第1号又は第2号に該当するものの増築等により、増加する床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p> <p>(1) 新築等で、高さ12メートルを超えるもの</p> <p>(2) 新築等で、建築面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 前2号のいずれかに該当するものの修繕等で、修繕等に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもの</p>
<p>宮原景観形成特定地区（条例第12条第1項第3号に掲げる景観形成特定地区のうち、宮原景観形成特定地区としてさいたま市景観計画（平成22年さいたま市告示第471号）に定める地区をいう。以下同じ。）</p>	<p>次のいずれにも該当しないもの。ただし、第1号に該当するものの増築等により、増加する床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p> <p>(1) 新築等ですべてのもの</p> <p>(2) 修繕等で、修繕等に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもの</p>

別表第2（第9条関係）

区域又は地区	規 模
景観誘導区域	<p>次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1) 新設、増築、改築又は移転（以下「新設等」という。）で、高さ12メートルを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが4メートルを超え、かつ、その上端の地盤面からの高さが12メートルを超えるもの）</p> <p>(2) 新設等で、築造面積（増築にあつては、増築後の築造面積。以下この表において同じ。）が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 前2号のいずれかに該当するものの修繕等で、修繕等に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもの</p>
景観保全区域	<p>次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1) 新設等で、高さ12メートルを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが4メートルを超え、かつ、その上端の地盤面からの高さが12メートルを超えるもの）</p> <p>(2) 新設等で、築造面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 前2号のいずれかに該当するものの修繕等で、修繕等に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもの</p>
宮原景観形成特定地区	<p>次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1) 新設等で、高さ12メートルを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが4メートルを超え、かつ、その上端の地盤面からの高さが12メートルを超えるもの）</p> <p>(2) 新設等で、築造面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 前2号のいずれかに該当する工作物の修繕等で、修繕等に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもの</p>

別表第3（第9条関係）

区域又は地区	規 模
景観誘導区域	すべての規模
景観保全区域	次のいずれにも該当しないもの (1) 高さが1.5メートルを超えるもの (2) 敷地面積が500平方メートルを超えるもの
宮原景観形成 特定地区	すべての規模

別表第4（第30条関係）

種類	金額	摘要
推進団体の活動経費	1年度15万円を限度として市長が認めた額	1団体につき4回を限度とする。
景観整備計画等の策定の経費	200万円を限度として市長が認めた額	1団体につき助成の期間は2年度を限度とし、合計で200万円を限度とする。